

奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱

令和 4 年 6 月 8 日
要綱第 21 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町内の個人事業者、法人事業者、農業者及び畜産業者（以下「事業者等」という。）が、コロナ禍において経済への影響が続く中で、原油等の価格が高い水準で推移し、燃料や原材料、飼料、肥料原料等の物資について、直面する物価高騰に対し影響を緩和するための対応を緊急かつ機動的に実施するため、予算の範囲内において奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定める。

(支援金の構成及び手続)

第2条 支援金は、次に掲げるものにより構成し、交付対象者、支援金額、交付申請の方法及び申請期間については、それぞれ別記に定めるとおりとする。

- (1) トラック・運送事業者支援金 別記1
- (2) 事業経営者支援金 別記2
- (3) 農業者支援金 別記3
- (4) 畜産業者支援金 別記4

2 この要綱の趣旨や目的に則し、支援金の交付が必要である事業者等として町長が認める者は、前項の規定にかかわらず交付対象者とする。

(複数申請の禁止)

第3条 交付対象者は、前条第1項に掲げる支援金について、2以上の交付対象となり得る場合においても、事業者等が選択した任意の1支援金について交付申請できるものとし、複数の支援金を交付申請することはできない。

2 支援金の申請は、1事業者等につき1回に限るものとする。

(交付決定通知)

第4条 町長は、第2条第1項に規定する交付申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めたときは、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付決定通知書（共通様式第1号）を、支援金を交付しないことを決定したときは、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金不交付決定通知書（共通様式第2号）により申請者に通知する。

(支援金の交付方法)

第5条 支援金は、前条の規定により交付決定がなされた者について、交付決定日の属する月の翌月末日までに、金融機関口座へ振込による方法により交付する。

2 支援金の振込口座は、個人事業者においては申請者本人の氏名があるもの、法人事業者においては、法人の名称が名義人としてあるものに限る。

3 金融機関口座は原則として、晴れの国岡山農業協同組合とする。ただし、やむを得ないと認められるときは、この限りではない。

(申請書の記載等に関する取扱い)

第6条 町長は、申請書の記載の不備に関し、添付書類や町が保有する情報により修正が可能な記載は申請者に通知することなく修正する。

2 前項に規定する以外の記載について、不備により受理ができない申請書は、申請者に対し不備の内容を通知する。通知を受けた申請者は、第2条別記に規定する申請期限までに不備を修正する。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第7条 町長が第4条の規定による交付決定を行った後、金融機関口座への振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により、附則に定めるこの要綱の効力を失う日までに交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第8条 町長は、支援金の交付を受けた後に交付対象者の要件を満たさないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対しては、第4条による交付決定を取り消し、交付した支援金の返還を求める。

2 前項の規定により交付決定を取り消された者は、交付を受けた支援金を速やかに返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第9条 支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(支援金に関する周知等)

第10条 町長は、この要綱による支援金の実施にあたり、交付対象者の要件や申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(電子情報処理組織による申請等)

第11条 第2条及び第4条の規定による手続(以下「手続に係る書面等」という。)については、電子情報処理組織(町の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と手続等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法により行うことができる。ただし、この要綱に基づき交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 前項の規定により行われた手続に係る書面等は、奈義町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成21年条例第1号)及び奈義町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する施行規則(平成21年規則第1号)の規定を準用する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日からこの要綱の施行日までの間に開業した事業者等について、第2条の各号の別記に定める対象者の要件を満たすことが見込めるときは、対象者とみなす。

(要綱の効力)

3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

共通様式第1号（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

奈義町長

奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金については、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 支援金の種類

2. 支援金の額 円

共通様式第2号（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

奈義町長

奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金については、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、交付しないことに決定したので通知します。

記

1. 支援金の種類
2. 不交付の事由

別記 1

トラック・運送事業者支援金

第 1 事業内容

要綱第 2 条第 1 号に基づく、トラック・運送事業者支援金は、車両運行のために必要な燃料の購入に対し、高騰による負担軽減を図り、事業継続を支援する。

第 2 対象者

支援金の交付対象となる事業者は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する運輸業を営む中小企業者で、令和 4 年 4 月 1 日時点で個人事業者にあつては町内に住所を有し、法人事業者にあつては町内に主たる事業所を有し、それぞれ現に事業を営む者で次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業（トラック・運送事業）の許可を受けていること。
- (2) 一般社団法人岡山県トラック協会の会員であること。
- (3) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある等、町が交付を行うことが適当でないと認められる事業者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員でないこと。
- (5) 町税等を滞納していないこと。なお、個人事業者の場合は、同一世帯及び生計を一にする世帯員も同様とする。
- (6) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと町長が判断する者でないこと。

第 3 支援金の額

支援金の額は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに事業の用に供する車両の運行のために購入した燃料（軽油に限る。）について、月ごとの購入額（軽油引取税、消費税及び地方消費税を含む）を 1 リットル当たり 138 円 60 銭で除したみなし数量（1 リットル未満切り捨て）の平均を 6 倍した数量に、1 リットル当たり 10 円を乗じた額、または、70 万円のいずれか低い額とする。

第 4 交付申請の方法

支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付申請書（別記 1 様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車運送事業の許可書
- (2) 事業の用に供する車両の自動車検査証の写し
- (3) 燃料の購入額を証する帳簿や請求書等の写し
- (4) 直近事業年度の確定申告書の写し
- (5) その他必要と認める書類

第5 申請期間

支援金の申請期間は、令和4年7月1日から令和4年8月31日までとする。

(別記1様式第1号)

奈義町事業者燃料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書
(トラック・運送事業者支援金)

奈義町長 様

令和 年 月 日

申請者

氏名または 名称等 代表者氏名			
主たる事業所 の所在地			
電話番号 FAX番号	TEL () - FAX () -	業種	
メールアドレス		担当者氏名	

私は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第2条第1号の規定による、トラック・運送事業者支援金の交付を受けたいので、下記「誓約・同意事項」に誓約・同意のうえ、同要綱第2条第1号別記1第4の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

1. 申請額

¥					0	円	<みなし数量の平均>
							① みなし数量の合計 0
							② みなし数量の平均 0

※申請額の計算式 ②×6×10円/ℓ (上限70万円) ※①÷12 (10未満切捨)

<令和3年4月から令和4年3月の軽油の購入額等の内訳>

月	購入額	みなし数量	月	購入額	みなし数量
4	円	0	10	円	0
5	円	0	11	円	0
6	円	0	12	円	0
7	円	0	1	円	0
8	円	0	2	円	0
9	円	0	3	円	0

※購入額は、軽油引取税、消費税及び地方消費税を含めた額

※みなし数量は、購入額÷138.6/ℓ (10未満切捨)

2. 添付書類
(該当に☑)

- | | |
|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 自動車運送事業の許可証 |
| <input type="checkbox"/> | 事業の用に供する車両の自動車検査証の写し |
| <input type="checkbox"/> | 燃料の購入額を証する帳簿や請求書等の写し |
| <input type="checkbox"/> | ① 法人事業者 直近事業年度の確定申告書の写し |
| <input type="checkbox"/> | ② 個人事業者 <ul style="list-style-type: none">令和3年分確定申告書第一表の写し、若しくは、令和4年度分市町村民税道府県民税申告書の写し令和3年分所得税青色申告決算書若しくは令和3年分収支内訳書の写し本人確認書類(運転免許証等)の写し |

3. 振込先金融機関 (原則①としますが、口座(取引)がない場合などやむを得ない場合は②に記載)

金融機関名 (①又は②に☑)	①	晴れの国岡山農業協同組合		支店
	②			本・支店 出張所
※口座が確認できる書類を添付。次に該当する場合は☑を記入し省略可。				
		<input type="checkbox"/> 事業者応援給付金・事業者継続支援給付金受取口座	<input type="checkbox"/> 税金引落口座	
		<input type="checkbox"/> 上下水道料金引落口座(電気・ガス・電話は対象外)	<input type="checkbox"/> その他()	
口座種別 (該当に☑)	総合・普通	口座番号 (右詰めで記載)		
	当座			
口座名義 (申請者氏名、名称、代表者氏名のいずれかがあるもの)	(フリガナ)			

【誓約・同意事項】

- ・本申請にあたり、私の意志による申請に相違なく、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- ・申請書の不備等の事由により支払いが完了せず、かつ令和5年3月31日までに、申請者に連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- ・当該支援金の交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還することに同意します。
- ・審査にあたり町税等の納付状況と振込先口座情報について関係機関等に確認されることを承諾します。
- ・反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- ・現在も事業を継続しており、支援金交付後も事業継続を行う意思があることに相違ありません。

別記 2

事業経営者支援金

第 1 事業内容

要綱第 2 条第 2 号に基づく、事業経営者支援金は、原油価格・物価高騰等のため事業活動に影響を受けている事業経営者に対し、高騰による負担軽減を図り、事業継続を支援する。

第 2 対象者

支援金の交付対象となる事業者は、令和 4 年 4 月 1 日時点で個人事業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条に規定する農業経営改善計画の認定者及び同法第 14 条の 4 に規定する青年等就農計画の認定者以外の者は除く）にあつては町内に住所を有し、法人事業者にあつては町内に事業所を有し、それぞれ現に事業を営むものとし、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 個人事業者にあつては、当該事業収入がおおむね年 160 万円以上、若しくは、年 160 万円以上見込める者であり、それ以外の収入がある場合は、当該事業収入が他の収入を超えていること。法人事業者にあつては、法人登記し、かつ当該事業収入がおおむね年 200 万円以上、若しくは年 200 万円以上見込める者であり、従業員を常時雇用していること。ただし、従業員を雇用せず役員が従業員を兼ねている場合はこの限りでない。
- (2) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある等、町が交付を行うことが適当でないと認められる事業者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員でないこと。
- (4) 町税等を滞納していないこと。なお、個人事業者の場合は、同一世帯及び生計を一にする世帯員も同様とする。
- (5) 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- (6) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと町長が判断する者でないこと。

第 3 支援金の額

支援金の額は、個人事業者にあつては 5 万円、法人事業者にあつては 10 万円とする。

第4 交付申請の方法

支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付申請書（別記2様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 個人事業者にあつては、令和3年分確定申告書第一表の写し、若しくは、令和4年度分市町村民税道府県民税申告書の写し及び令和3年分所得税青色申告決算書若しくは令和3年分収支内訳書の写し、法人事業者にあつては、直近事業年度の確定申告書の写し
- (2) その他必要と認める書類

第5 申請期間

支援金の申請期間は、令和4年7月1日から令和4年9月30日までとする。

(別記2様式第1号)

奈義町事業者燃料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書
(事業経営者支援金)

奈義町長 様

令和 年 月 日

申請者

氏名または 名称等 代表者氏名			
主たる事業所 の所在地			
電話番号 FAX番号	TEL () - FAX () -	業種	
メールアドレス	担当者氏名		

私は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第2条第2号の規定による、事業経営者支援金の交付を受けたいので、下記「誓約・同意事項」に誓約・同意のうえ、同要綱第2条第2号別記2第4の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

1. 申請額 100,000円 (法人事業者) 50,000円 (個人事業者)
(該当に☑)

2. 添付書類 (該当に☑)

① 法人事業者 直近事業年度の確定申告書の写し

② 個人事業者

- 令和3年分確定申告書第一表の写し、若しくは、令和4年度分市町村民税道府県民税申告書の写し
- 令和3年分所得税青色申告決算書若しくは令和3年分収支内訳書の写し
- 本人確認書類(運転免許証等)の写し

③ 要綱第2条第2号別記2第2(1)に規定する対象者と確認できる書類の写し(開業から間もない事業経営者等)

- 開業届
- 事業収入が見込めることが確認できる書類の写し(法人事業者:200万円 個人事業者:160万円)

3. 振込先金融機関 (原則①としますが、口座(取引)がない場合などやむを得ない場合は②に記載)

金融機関名 (①又は②に☑)	①	晴れの国岡山農業協同組合	支店
	②		本・支店 出張所
※口座が確認できる書類を添付。次に該当する場合は☑を記入し省略可。			
<input type="checkbox"/> 事業者応援給付金・事業者継続支援給付金受取口座		<input type="checkbox"/> 税金引落口座	
<input type="checkbox"/> 上下水道料金引落口座(電気・ガス・電話は対象外)		<input type="checkbox"/> その他()	
口座種別 (該当に☑)	総合・普通 当座	口座番号 (右詰めで記載)	
口座名義 (申請者氏名、名称、代表者氏名のいずれかがあるもの)	(フリガナ)		

【誓約・同意事項】

- 本申請にあたり、私の意志による申請に相違なく、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- 申請書の不備等の事由により支払いが完了せず、かつ令和5年3月31日までに、申請者に連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- 当該支援金の交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還することに同意します。
- 審査にあたり町税等の納付状況と振込先口座情報について関係機関等に確認されることを承諾します。
- 反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- 現在も事業を継続しており、支援金交付後も事業継続を行う意思があることに相違ありません。

別記3

農業者支援金

第1 事業内容

要綱第2条第3号に基づく、農業者支援金は、原油価格・物価高騰等のため生産活動に影響を受けている農業経営者に対し、高騰による経営の安定化を図り、生産継続を支援する。

第2 対象者

支援金の交付対象となる事業者は、令和4年4月1日時点で個人にあっては町内に住所を有し、法人にあっては町内に事業所を有し、それぞれ現に農業経営をしている農業者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）Ⅲの1（1）に規定する水稻生産実施計画書兼営農計画書であって令和4年産のもの（以下「営農計画書」という。）を奈義町農業再生協議会（以下「再生協」という。）へ提出していること。
- (2) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある等、町が交付を行うことが適当でないと認められる事業者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定める暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員でないこと。
- (4) 町税等を滞納していないこと。なお、個人の場合は、同一世帯及び生計を一にする世帯員も同様とする。
- (5) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと町長が判断する者でないこと。

第3 支援金の額

支援金の額は、交付対象面積（令和4年8月1日時点において営農計画書で令和4年度に計画された水稻作付面積及び転作等実施面積（自己保全管理や調整水田等の不作付け地は除く）の合計面積。ただし、合計面積に1アール未満の端数があるとき又はその全部が10アール未満であるときは、その端数面積又は全部を切り捨てる。）に10アール当たり3千円を乗じた額、または、70万円のいずれか低い額とする。

第4 交付申請の方法

支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付申請書（別記3様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 個人にあつては、運転免許証その他本人が確認できる書面、法人にあつては直近の事業年度の確定申告書
- （2） その他必要と認める書類

第5 申請期間

支援金の申請期間は、令和4年8月1日から令和4年10月31日までとする。

奈義町事業者燃料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書
(農業者支援金)

奈義町長 様

令和 年 月 日

申請者

氏名または 名称等 代表者氏名			
主たる事業所 の所在地			
電話番号 FAX番号	TEL () - FAX () -	業種	
メールアドレス	担当者氏名		

私は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第2条第3号の規定による、農業者支援金の交付を受けたいので、下記「誓約・同意事項」に誓約・同意のうえ、同要綱第2条第3号別記3第4の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

1. 申請額

¥					0	0	円	<面積内訳>
※申請額の計算式 ④×3,000円/10a (上限70万円)								① 水稻作付面積 a
								② 転作等実施面積 a
								③ 不作付け地面積 a
								④ 対象面積 a
								※①+②-③ (1a未満切捨)

(調整水田、自己保全管理等)

2. 添付書類 (該当に☑)

① 法人 直近事業年度の確定申告書の写し

② 個人 本人確認書類 (運転免許証等) の写し

3. 振込先金融機関 (原則①としますが、口座 (取引) がない場合などやむを得ない場合は②に記載)

金融機関名 (①又は②に☑)	①	晴れの国岡山農業協同組合	支店
	②		本・支店出張所
※口座が確認できる書類を添付。次に該当する場合は☑を記入し省略可。			
		<input type="checkbox"/> 水田活用直接支払交付金・米価下落支援金受取口座	<input type="checkbox"/> 税金引落口座
		<input type="checkbox"/> 上下水道料金引落口座 (電気・ガス・電話は対象外)	<input type="checkbox"/> その他 ()
口座種別 (該当に☑)	総合・普通	口座番号 (右詰めで記載)	
	当座		
口座名義 (申請者氏名、名称、代表者氏名のいずれかがあるもの)	(フリガナ)		

- 【誓約・同意事項】
- ・本申請にあたり、私の意志による申請に相違なく、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
 - ・申請書の不備等の事由により支払いが完了せず、かつ令和5年3月31日までに、申請者に連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
 - ・当該支援金の交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還することに同意します。
 - ・審査にあたり町税等の納付状況と振込先口座情報について関係機関等に確認されることを承諾します。
 - ・反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
 - ・現在も農業経営をしており、支援金交付後も継続して農業経営を行う意思があることに相違ありません。

別記 4

畜産業者支援金

第 1 事業内容

要綱第 2 条第 4 号に基づく、畜産業者支援金は、生産活動のために必要な家畜飼料の購入に対し、高騰による負担軽減を図り、生産継続を支援する。

第 2 対象者

支援金の交付対象となる事業者は、令和 4 年 4 月 1 日時点で個人事業者にあつては町内に住所を有し、法人事業者にあつては町内に事業所を有し、それぞれ現に畜産業経営をしている畜産業者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 4 第 1 項規定にする、令和 4 年 2 月 1 日現在の定期報告書を岡山県知事へ提出していること。
- (2) 公の秩序又は風俗を害するおそれがある等、町が交付を行うことが適当でないと認められる事業者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合の構成員でないこと。
- (4) 町税等を滞納していないこと。なお、個人事業者の場合は、同一世帯及び生計を一にする世帯員も同様とする。
- (5) 支援金の趣旨、目的に照らして適当でないと町長が判断する者でないこと。

第 3 支援金の額

支援金の額は、家畜伝染病予防法第 12 条の 4 第 2 項の規定により、令和 4 年 2 月 1 日現在での岡山県知事から報告を受けた家畜の頭羽数を基準とし、家畜の種類ごとに次の各号に定める額を乗じた額の合計額、または、70 万円のいずれか低い額とする。

- (1) 牛 1 頭当たり 3,000 円
- (2) 豚 1 頭当たり 500 円
- (3) 鶏 100 羽当たり 500 円

第4 交付申請の方法

支援金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付申請書（別記4様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 個人事業者にあつては、運転免許証その他本人が確認できる書面、法人事業者にあつては直近の事業年度の確定申告書
- （2） その他必要と認める書類

第5 申請期間

支援金の申請期間は、令和4年8月1日から令和4年10月31日までとする。

奈義町事業者燃料等高騰対策支援金交付申請書兼請求書
(畜産業者支援金)

奈義町長 様

令和 年 月 日

申請者

氏名または 名称等 代表者氏名			
主たる事業所 の所在地			
電話番号 FAX番号	TEL () - FAX () -	業種	
メールアドレス	担当者氏名		

私は、奈義町事業者燃料費等高騰対策支援金交付要綱第2条第4号の規定による、畜産業者支援金の交付を受けたいので、下記「誓約・同意事項」に誓約・同意のうえ、同要綱第2条第4号別記4第4の規定に基づき、関係書類を添付して申請します。

1. 申請額

¥					0	0	円	<対象飼養頭羽数の内訳等>
(上限70万円)								① 牛 頭 × 3,000円 = 円
								② 豚 頭 × 500円 = 円
								③ 鶏 羽 × 500円/100羽 = 円

※要綱第2条第4号別記4第3に規定する岡山県知事からの報告値

2. 添付書類
(該当に☑)

① 法人 直近事業年度の確定申告書の写し
 ② 個人 本人確認書類（運転免許証等）の写し

3. 振込先金融機関 (原則①としますが、口座（取引）がない場合などやむを得ない場合は②に記載)

金融機関名 (①又は②に☑)	①	晴れの国岡山農業協同組合	支店
	②		本・支店出張所
※口座が確認できる書類を添付。次に該当する場合は☑を記入し省略可。			
		<input type="checkbox"/> 水田活用直接支払交付金受取口座	<input type="checkbox"/> 税金引落口座
		<input type="checkbox"/> 上下水道料金引落口座（電気・ガス・電話は対象外）	<input type="checkbox"/> その他 ()
口座種別 (該当に☑)	総合・普通	口座番号 (右詰めで記載)	
	当座		
口座名義 (申請者氏名、名称、代表者氏名のいずれかがあ るもの)	(フリガナ)		

【誓約・同意事項】

- ・本申請にあたり、私の意志による申請に相違なく、申請内容及び添付書類に虚偽がないことを誓約します。
- ・申請書の不備等の事由により支払いが完了せず、かつ令和5年3月31日までに、申請者に連絡・確認ができない場合には、申請を取り下げたものとみなすことに同意します。
- ・当該支援金の交付後、交付要件に該当しないことが判明した場合には、支援金を返還することに同意します。
- ・審査にあたり町税等の納付状況と振込先口座情報について関係機関等に確認されることを承諾します。
- ・反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会勢力と関係を持つ意思がないことを誓約します。
- ・現在も畜産業経営をしており、支援金交付後も継続して畜産業経営を行う意思があることに相違ありません。